

名古屋市告示第167号

宅地造成等工事規制区域の指定

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第10条第 1項の規定により、市長が指定する区域を次のとおり定めます。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域の種類

宅地造成等工事規制区域

2 指定する土地の区域

名古屋市域全域

3 施行日

令和 7年 5月19日

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課